

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書				
【提出先】	関東財務局長				
【提出日】	2018年11月12日				
【会社名】	株式会社カナモト				
【英訳名】	Kanamoto Co.,Ltd.				
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金本 哲男				
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通東3丁目1番地19				
【電話番号】	011-209-1600				
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員経理部長兼広報室長 卯辰 伸人				
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区大通東3丁目1番地19				
【電話番号】	011-209-1600				
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員経理部長兼広報室長 卯辰 伸人				
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式				
【届出の対象とした募集(売出)金額】	<table border="0"> <tr> <td>一般募集</td> <td>10,644,000,000円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>1,665,270,000円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 募集金額は、発行価額の総額の計であり、2018年11月2日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>2 売出金額は、売出価額の総額であり、2018年11月2日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	一般募集	10,644,000,000円	オーバーアロットメントによる売出し	1,665,270,000円
一般募集	10,644,000,000円				
オーバーアロットメントによる売出し	1,665,270,000円				
【安定操作に関する事項】	<p>1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。</p> <p>2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。</p>				
【縦覧に供する場所】	<p>株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)  証券会員制法人札幌証券取引所  (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)</p>				

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,000,000株	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 2018年11月12日(月)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、2018年11月12日(月)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数2,250,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数750,000株の合計による募集株式総数3,000,000株の募集(以下「一般募集」という。)のうち、日本国内における販売(以下「国内販売」という。)に係る株式数(以下「国内販売株式数」といい、そのうち公募による新株式発行に係るものを「新株式発行に係る国内販売株式数」という。)の上限であります。一般募集においては、公募による新株式発行に係る募集株式数のうちの一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」といい、海外販売に係る株式数を「海外販売株式数」という。)されることがありますが、海外販売株式数は、本有価証券届出書提出日(2018年11月12日)現在、未定です。

なお、一般募集の募集株式総数のうち国内販売株式数(新規発行株式の発行数)、新株式発行に係る国内販売株式数及び海外販売株式数は、一般募集(海外販売を含む。)の需要状況等を勘案した上で、後記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載の発行価格等決定日に決定されますが、海外販売株式数は一般募集の募集株式総数3,000,000株の半数以下とするため、国内販売株式数(新規発行株式の発行数)は一般募集の募集株式総数3,000,000株の半数以上となります。

海外販売の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。

3 一般募集のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

4 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

5 一般募集とは別に、2018年11月12日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式450,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

6 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

7 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

2018年11月20日(火)から2018年11月27日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

## (1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当				
その他の者に対する割当				
一般募集	新株式発行	2,250,000株	7,983,000,000	3,991,500,000
	自己株式の処分	750,000株	2,661,000,000	
計(総発行株式)		3,000,000株	10,644,000,000	3,991,500,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 新株式発行の発行数(新株式発行に係る国内販売株式数)及び新株式発行の発行価額の総額、総発行株式の発行数(新規発行株式の発行数)及び発行価額の総額の合計額並びに資本組入額の総額は、国内販売株式数(新規発行株式の発行数)の上限に係るものであります。海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
- 5 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2018年11月2日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自2018年11月28日(水) 至2018年11月29日(木) (注)3	1株につき 発行価格と 同一の金額	2018年12月4日(火) (注)3

- (注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、2018年11月20日(火)から2018年11月27日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新株式発行に係る国内販売株式数で除した金額とします。
- 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(国内販売株式数)、新株式発行の発行数(新株式発行に係る国内販売株式数)、海外販売株式数、新株式発行の発行価額の総額、自己株式の処分の発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額(国内販売の手取概算額)、海外販売の手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額、海外販売に係る発行価額の総額、海外販売に係る資本組入額の総額及び海外販売に係る発行諸費用の概算額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定

に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト( [ URL ] <https://www.kanamoto.co.jp/> ) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2018年11月19日(月)から2018年11月27日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2018年11月20日(火)から2018年11月27日(火)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が2018年11月20日(火)の場合、申込期間は「自 2018年11月21日(水) 至 2018年11月22日(木)」、払込期日は「2018年11月28日(水)」

発行価格等決定日が2018年11月21日(水)の場合、申込期間は「自 2018年11月22日(木) 至 2018年11月26日(月)」、払込期日は「2018年11月29日(木)」

発行価格等決定日が2018年11月22日(木)の場合、申込期間は「自 2018年11月26日(月) 至 2018年11月27日(火)」、払込期日は「2018年11月30日(金)」

発行価格等決定日が2018年11月26日(月)の場合、申込期間は「自 2018年11月27日(火) 至 2018年11月28日(水)」、払込期日は「2018年12月3日(月)」

発行価格等決定日が2018年11月27日(火)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。

- 申込証拠金には、利息をつけません。

- 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が2018年11月20日(火)の場合、受渡期日は「2018年11月29日(木)」

発行価格等決定日が2018年11月21日(水)の場合、受渡期日は「2018年11月30日(金)」

発行価格等決定日が2018年11月22日(木)の場合、受渡期日は「2018年12月3日(月)」

発行価格等決定日が2018年11月26日(月)の場合、受渡期日は「2018年12月4日(火)」

発行価格等決定日が2018年11月27日(火)の場合、受渡期日は「2018年12月5日(水)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 札幌支店	札幌市中央区大通西3丁目6番地
株式会社みずほ銀行 札幌法人支店	札幌市中央区北三条西3丁目1番地44
株式会社北洋銀行 本店営業部	札幌市中央区大通西3丁目7番地
株式会社北海道銀行 本店営業部	札幌市中央区大通西4丁目1番地
株式会社七十七銀行 札幌支店	札幌市中央区南一条西4丁目5番地

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
上光証券株式会社	札幌市中央区北一条西3丁目3番地		
計		3,000,000株	

(注) 引受株式数及び引受株式数の合計数(新規発行株式の発行数)は、発行価格等決定日に決定されます。なお、引受株式数及び引受株式数の合計数(新規発行株式の発行数)は、国内販売株式数(新規発行株式の発行数)の上限(引受株式数は未定)に係るものであります。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
10,644,000,000	46,000,000	10,598,000,000

- (注) 1 払込金額の総額(発行価額の総額の合計額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額(国内販売の手取概算額)は、新株式発行及び自己株式の処分に係る、それぞれの合計額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額の合計額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額(国内販売の手取概算額)は、国内販売株式数(新規発行株式の発行数)の上限に係るものであります。海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
- 4 払込金額の総額(発行価額の総額の合計額)は、2018年11月2日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額(国内販売の手取概算額)10,598,000,000円については、海外販売の手取概算額(未定)及び一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限1,588,100,000円と合わせ、手取概算額合計上限12,186,100,000円について、全額を2019年10月期の割賦取引等によるレンタル用資産の取得に関わる割賦債務等の返済資金の一部として、2019年10月期、2020年10月期及び2021年10月期の支払いに充当する予定であります。また、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

なお、2019年10月期の当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日(2018年11月12日)現在(ただし、既支払額については2018年10月31日現在)以下のとおりとなっております。

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額(百万円)	既支払額(百万円)		着手	完了	
(株)カナモト	苫小牧営業所(北海道苫小牧市)ほか190営業所	建設関連	レンタル用資産販売設備	22,943	-	自己資金、借入金、増資資金及び自己株式処分資金	2018年11月	2019年10月	-

- (注) 完成後の増加能力については、その貸出能力の合理的な測定が困難であるため、記載を省略しております。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	450,000株	1,665,270,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(国内販売株式数)、新株式発行の発行数(新株式発行に係る国内販売株式数)、海外販売株式数、新株式発行の発行価額の総額、自己株式の処分の発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額(国内販売の手取概算額)、海外販売の手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額、海外販売に係る発行価額の総額、海外販売に係る資本組入額の総額及び海外販売に係る発行諸費用の概算額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.kanamoto.co.jp/>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3 売出価額の総額は、2018年11月2日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 2018年11月28日(水) 至 2018年11月29日(木) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店		

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

## 2 株式の受渡期日は、2018年12月5日(水)( )であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における受渡期日と同一といたします。

## 3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

## 4 申込証拠金には、利息をつけません。

## 5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、450,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2018年11月12日(月)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式450,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、2018年12月19日(水)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2018年12月12日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 450,000株
(2) 払込金額の決定方法	発行価格等決定日に決定いたします。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一といたします。
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
(4) 割当先	野村證券株式会社
(5) 申込期間(申込期日)	2018年12月18日(火)
(6) 払込期日	2018年12月19日(水)
(7) 申込株数単位	100株

### 2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が2018年11月20日(火)の場合、「2018年11月23日(金)から2018年12月12日(水)までの間」

発行価格等決定日が2018年11月21日(水)の場合、「2018年11月27日(火)から2018年12月12日(水)までの間」

発行価格等決定日が2018年11月22日(木)の場合、「2018年11月28日(水)から2018年12月12日(水)までの間」

発行価格等決定日が2018年11月26日(月)の場合、「2018年11月29日(木)から2018年12月12日(水)までの間」



発行価格等決定日が2018年11月27日(火)の場合、「2018年11月30日(金)から2018年12月12日(水)までの間」となります。

## 2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主であるカナモトキャピタル株式会社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

公募による新株式発行に係る募集株式数2,250,000株のうちの一部は、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。かかる海外販売の内容は次のとおりです。

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| (1) 株式の種類                      | 当社普通株式  |
| (2) 海外販売に係る発行数<br>(海外販売株式数)    | 未定<br>(注) 上記発行数は、海外販売株式数であり、一般募集(海外販売を含む。)の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されますが、一般募集の募集株式総数3,000,000株(公募による新株式発行に係る募集株式数2,250,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数750,000株の合計)の半数以下とします。   |
| (3) 海外販売に係る発行価格                | 未定<br>(注) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定いたします。なお、海外販売に係る発行価格は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格と同一といたします。また、海外販売に係る発行価額との差額は、引受人の手取金となります。 |
| (4) 海外販売に係る発行価額<br>(会社法上の払込金額) | 未定<br>(注) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定いたします。なお、海外販売に係る発行価額は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価額と同一といたします。   |
| (5) 海外販売に係る資本組入額               | 未定<br>(注) 海外販売に係る資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される海外販売に係る資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満端数切上げ)を海外販売株式数で除した金額とします。なお、海外販売に係る資本組入額は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される資本組入額と同一といたします。   |
| (6) 海外販売に係る発行価額の<br>総額         | 未定  |

- (7) 海外販売に係る資本組入額の総額 未定  
 (注) 海外販売に係る資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される海外販売に係る資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、海外販売に係る増加する資本準備金の額は、海外販売に係る資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- (8) 株式の内容 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式  
 単元株式数 100株
- (9) 発行方法 下記(10)に記載の引受人が一般募集の募集株式総数を買取引受けした上で、公募による新株式発行に係る募集株式数の一部を当該引受人の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売します。
- (10) 引受人の名称 野村證券株式会社(主幹事会社)  
 大和証券株式会社  
 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社  
 みずほ証券株式会社  
 上光証券株式会社
- (11) 募集を行う地域 欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)
- (12) 提出会社が取得する海外販売に係る手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期  
 海外販売に係る手取金の総額  
 払込金額の総額(海外販売に係る発行価額の総額) 未定  
 海外販売に係る発行諸費用の概算額 未定  
 差引手取概算額(海外販売の手取概算額) 未定  
 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期  
 上記差引手取概算額(海外販売の手取概算額)(未定)と国内販売の手取概算額10,598,000,000円及び一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限1,588,100,000円を合わせた手取概算額合計上限12,186,100,000円に係る用途ごとの内容、金額及び支出予定時期は、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」に記載の用途ごとの内容、金額及び充当予定時期とそれぞれ同一といたします。
- (13) 海外販売に係る新規発行年月日(払込期日) 2018年12月4日(火) (注)  
 (注) 海外販売に係る新規発行年月日(払込期日)は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」に記載の払込期日と同一といたします。
- (14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所  
 証券会員制法人札幌証券取引所
- (15) その他の事項 発行済株式総数及び資本金の額(2018年11月12日現在)  
 発行済株式総数 36,092,241株  
 資本金の額 13,652百万円

#### 安定操作に関する事項

- 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所ですが、これらのうちたる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社の社章  を記載いたします。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

### 1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（\*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（\*2）又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（\*3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（\*2）に係る有価証券の借入れ（\*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

\*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、2018年11月13日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が2018年11月20日から2018年11月27日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

\*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

\*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内販売株式数）、新株式発行の発行数（新株式発行に係る国内販売株式数）、海外販売株式数、新株式発行の発行価額の総額、自己株式の処分の発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額（国内販売の手取概算額）、海外販売の手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額、海外販売に係る発行価額の総額、海外販売に係る資本組入額の総額及び海外販売に係る発行諸費用の概算額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.kanamoto.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・表紙の次に、以下に掲げる「会社概要」から「業績・経営指標」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

# 会社概要 (2018年10月31日現在)

あこれレタる!  
**kanamoto**

■会社名 **株式会社カナモト**  
(英語表記: kanamoto co.,ltd.)

■本社所在地  
札幌市中央区大通東3丁目1番地19

■設立  
1964年(昭和39年)10月28日

■代表者  
代表取締役社長 金本哲男

■事業内容  
建設用機械等のレンタル及び販売、鉄鋼製品等の販売、コンピュータ等周辺機器のレンタル及び販売、介護用品のレンタル及び販売

■資本金  
136億5,293万円(払込済資本金)

■発行済株式総数  
36,092,241株

■従業員数(2017年10月末現在)  
連結 3,038名  
個別 1,802名  
(役員、嘱託、臨時社員を除く)



本社ビル



東京事業部

## ■営業拠点

### ご参考

グループ合計26社(株式会社カナモト、○ 連結子会社(8社)、○ 非連結子会社(12社)、● 関連会社(5社))

#### 連結子会社

- 株式会社アシスト
- 株式会社カナテック
- 株式会社カンキ
- 株式会社九州建産
- 第一機械産業株式会社
- 東洋工業株式会社
- 株式会社ニシケン
- ユナイテッド株式会社

#### 非連結子会社

- 有限会社エーワ商会
- 株式会社KGフローテック
- クアウェル安心株式会社
- 株式会社サンワ機械リース
- 金本(香港)有限公司
- 上海可基机械设备有限公司
- KANAMOTO FECON HASSYU CONSTRUCTION EQUIPMENT RENTAL JSC
- Kanamoto & JP Nelson Equipment (S) PTE. Ltd.
- PT Kanamoto Indonesia
- SIAM KANAMOTO CO., LTD.
- SK ADMINISTRATION SERVICE (THAILAND) CO., LTD.
- 卡納摩拓(中国)投资有限公司

#### 関連会社

- 株式会社朝日レンタックス
- 東友エンジニアリング株式会社
- 名岐エンジニアリング株式会社
- KNK MACHINERY & EQUIPMENT CORPORATION
- FECON UNDERGROUND CONSTRUCTION JSC





## 沿 革



1964年10月	北海道室蘭市に株式会社金本商店を設立、一般鋼材・製鉄原料・機械類の販売と建設用機械のレンタルを開始
1971年10月	北海道苫小牧市に苫小牧出張所(現 レンタル事業部北海道地区苫小牧営業所、鉄鋼事業部苫小牧事業所)を開設、北海道地区における店舗展開を開始
1972年12月	社名を株式会社カナモトに変更
1979年 9月	青森県上北郡に八戸支店(現 八戸機械整備センター)を開設、東北地区における店舗展開を開始
1983年 7月	千葉県袖ヶ浦市に千葉営業所(現 袖ヶ浦営業所)を開設、関東甲信越地区における店舗展開を開始
1983年 9月	北海道苫小牧市に情報機器事業部を開設、コンピュータ・マイクロデバイス等の取り扱いを開始
1985年11月	経営戦略の要である全店オンラインネットワークが完成
1991年 6月	札幌証券取引所に上場
1994年 7月	大阪府東大阪市に大阪営業所(現 大阪東営業所)を開設、西日本地区における店舗展開を開始
1996年 3月	東京証券取引所市場第二部に上場
1996年 6月	本社機能を北海道室蘭市から札幌市中央区に移転
1998年 4月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
1999年 7月	株式会社アシスト(現・連結子会社)の株式取得
2000年10月	株式会社カナテック(現・連結子会社)の株式取得
2001年11月	第一機械産業株式会社(現・連結子会社)の株式取得
2004年 9月	株式会社カンキ(現・連結子会社)の株式取得
2007年 2月	株式会社九州建産(現・連結子会社)の株式取得
2008年 7月	東洋工業株式会社(現・連結子会社)の株式取得
2008年11月	株式会社KGマシナリー(現・株式会社KGフローテクノ、非連結子会社)の株式取得
2009年 6月	中国香港に金本(香港)有限公司(現・非連結子会社)を設立
2011年 1月	シンガポールにJP Nelson Equipment PTE.Ltd.との共同出資によりKanamoto & JP Nelson Equipment (S) PTE.Ltd.(現・非連結子会社)を設立
2012年 6月	株式会社ユナイト(現・連結子会社)の株式取得
2014年 3月	株式会社KGフローテクノが中国上海市に上海可基机械设备有限公司(現・非連結子会社)を設立
2014年 7月	株式会社朝日レンタックス(現・関連会社)の株式取得
2015年 1月	インドネシアに設立したPT Kanamoto Indonesia(現・非連結子会社)が営業を開始
2015年 6月	ベトナムにFECON-HASSYUとの共同出資によりKANAMOTO FECON HASSYU CONSTRUCTION EQUIPMENT RENTAL JSC(現・非連結子会社)を設立、営業を開始
2015年 7月	タイにSIAM EASTERN INDUSTRIAL PARK LTD.との共同出資により設立したSIAM KANAMOTO CO.,LTD.(現・非連結子会社)が営業を開始
2015年 7月	株式会社エーワ商会(現・非連結子会社)の株式取得
2015年10月	Kanamoto & JP Nelson Equipment (S) PTE.Ltd.がフィリピンにKILTON INVESTMENTS HOLDINGS CO.,INC.との共同出資により設立したKNK MACHINERY & EQUIPMENT CORPORATION(現・関連会社)が営業を開始
2016年 3月	株式会社ニシケン(現・連結子会社)の株式取得
2016年11月	代表取締役会長に金本寛中が、代表取締役社長に金本哲男が就任
2017年 7月	タイにSK ADMINISTRATION SERVICE(THAILAND)CO.,LTD.(現・非連結子会社)を設立
2017年 8月	東友エンジニアリング株式会社(現・関連会社)及び名岐エンジニアリング株式会社(現・関連会社)の株式取得
2017年12月	中国に設立したカ納磨拓(中国)投資有限公司(現・非連結子会社)が営業開始
2018年 8月	株式会社サンワ機械リース(現・非連結子会社)の株式取得
2018年 7月	福岡県筑後市に九州総合機材センター、福岡県福岡市に福岡営業所を開設、九州地区における店舗展開を開始

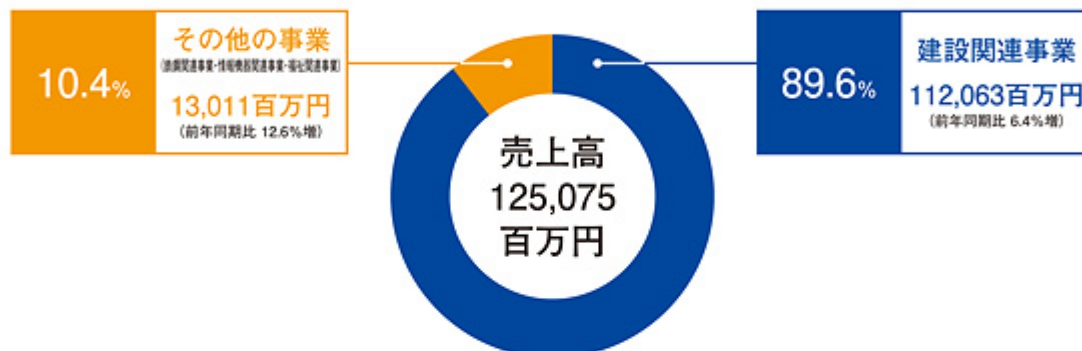
## 事業概要

あこれレナる!  
kanamoto

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、建設機械及び建設関連機材全般のレンタル・販売を行っている「建設関連事業」、  
「その他」では、鉄鋼製品など建築用資材の販売を行っている鉄鋼関連事業、PCサーバーなどのコンピュータ及び周辺機器等  
のレンタル・販売、特定人材派遣を行っている情報機器関連事業、福祉関連事業・その他の事業を主な事業としております。

2018年10月31日現在、当社グループは当社、連結子会社8社、非連結子会社12社、関連会社5社の計26社で構成されてお  
ります。なお、非連結子会社及び関連会社に対して持分法は適用しておりません。

### 直近の事業セグメント別売上比率(連結)(2018年7月31日現在)



※2018年10月期第1四半期から第3四半期までの累計値です。

### 建設関連事業

当社及び㈱ニシケン、㈱九州建産、第一機械産業㈱、㈱カナキ、㈱サンワ機械リースは建設機械のレンタル・販売を行っており、㈱アシスト及び㈱朝日レンタックスは什器備品・保安用品等のレンタル・販売、㈱カナテックは仮設ユニットハウスの設計・販売、東洋工業㈱はシールド工法関連の周辺機器のレンタル・販売、ユナイテッド㈱は道路建設機械のレンタル・販売、道路工事施工、㈱KGフローテクノは地盤改良工事や地下構造物建築などに利用される特殊機械のレンタル・設計製造販売、㈱エーワ商会は汎用小型建設機械のレンタル・販売、東友エンジニアリング㈱は、トンネル工事専用機材の販売、名岐エンジニアリング㈱は吹き付けコンクリートプラントの製造・レンタル・販売を行っております。

海外では、中国においてカ納磨拓(中国)投資有限公司及び金本(香港)有限公司、㈱KGフローテクノの子会社の上海可基机械设备有限公司、シンガポールではKanamoto & JP Nelson Equipment (S) PTE. Ltd.、インドネシアではPT Kanamoto Indonesia、タイではSIAM KANAMOTO CO., LTD.、SK ADMINISTRATION SERVICE (THAILAND) CO., LTD.、ベトナムではKANAMOTO FECON HASSYU CONSTRUCTION EQUIPMENT RENTAL JSC、FECON UNDERGROUND CONSTRUCTION JSC、フィリピンではKNK MACHINERY & EQUIPMENT CORPORATIONがそれぞれ建設機械のレンタル・販売または事務管理業務代行、特殊な工法を用いて地下開発、地盤改良を行っております。

グループ各社は当社から必要に応じてレンタル用資産を借り受けております。また、当社は必要に応じて、グループ各社からレンタル用資産を借り受けて他社へレンタルを行っております。

### その他

その他の事業では、鉄鋼関連事業、情報機器関連事業及び福祉関連事業などを行っております。

鉄鋼関連事業は当社において、鉄鋼製品など建築用資材の販売を行っております。また、情報機器関連事業は当社において、ワークステーション、PCサーバーなどのコンピュータ及び周辺機器等のレンタル・販売を行っております。福祉関連事業において、㈱ニシケン、ケアウェル安心㈱は、介護用品のレンタル・販売を行っております。



## 主要品目

あこれレンタル!  
kanamoto

カナモトでは、建設機械什器備品、建設用保安用品、仮設足場機材、仮設ユニットハウス、ユニットトイレなど豊富な製品群であらゆる現場に応じたレンタルサービスを提供しております。



## 経営戦略

### ● 国内営業基盤の拡充

リニア中央新幹線、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック関連のインフラ整備、再開発事業など、大型プロジェクトが計画されている関東甲信越地区の営業基盤の拡充を積極的に推し進め、中長期的な需要見通しを踏まえた首都圏での収益強化に向け体制構築を図ってまいります。

### ● 海外展開の強化

上海、香港、シンガポール等の既存子会社の維持拡大を図ると同時に、長期的な成長エンジンとして潜在需要の高い、ASEAN諸国を中心とした海外営業基盤の構築についても戦略的に進めます。また、海外展開の推進に合わせ、営業面の強化はもちろん、資産管理、業績管理等の管理体制の強化に努めてまいります。

### ● イノベーション分野への対応

国土交通省が進めている現場の生産性向上策「i-Construction」等のイノベーション分野へも積極的に対応してまいります。

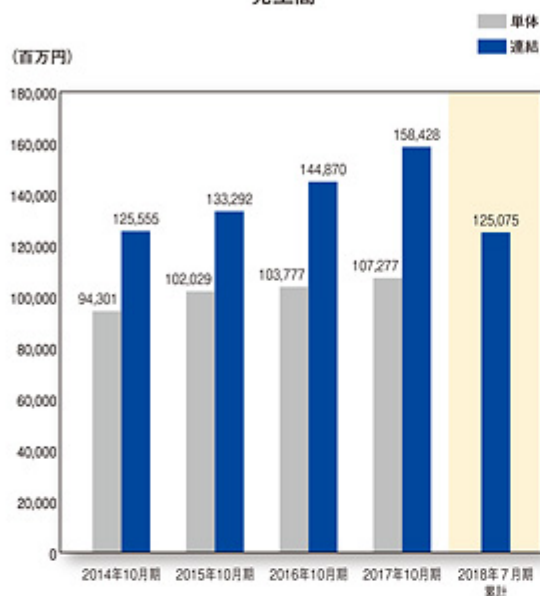
### ● 持続的成長を可能とする経営体制の構築

事業環境の変化へも即応可能なリスク耐久力の向上のため、一層の業績管理の高度化、ガバナンス体制の強化を行い、長期にわたり持続的に成長可能な経営体制の構築に努めます。そのために、人材育成及びグループ、アライアンスの強化、財務戦略の強化、コスト削減の継続、海外拠点管理の強化等の課題に取り組んでまいります。

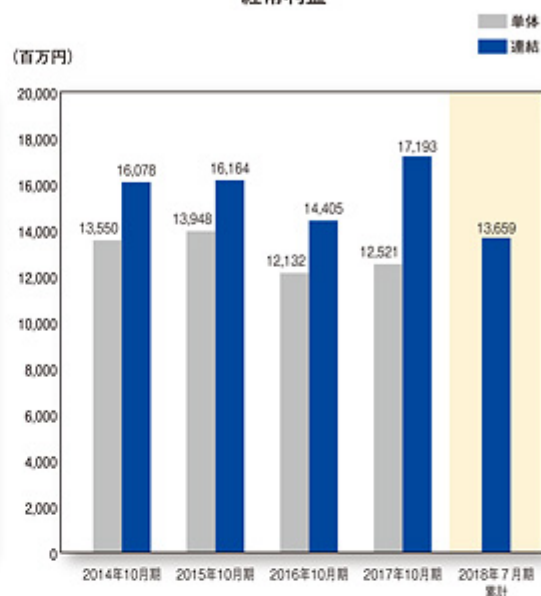
## 業績・経営指標

みこれに♪  
kanamoto

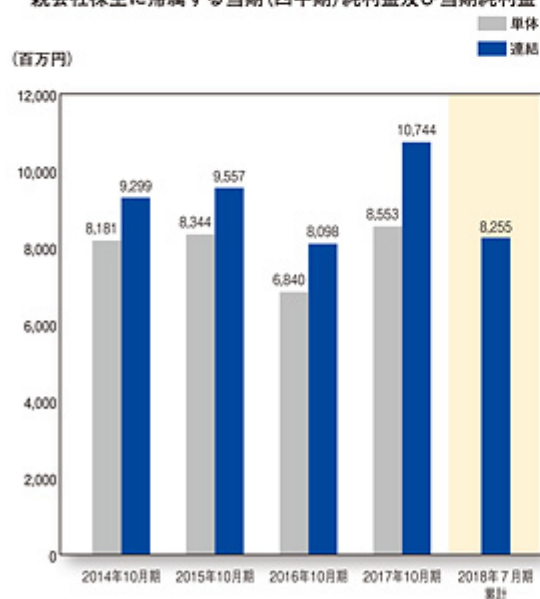
売上高



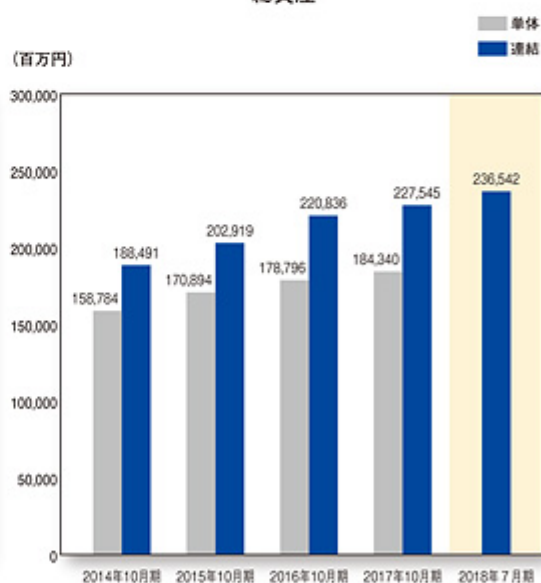
経常利益



親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益及び当期純利益



総資産



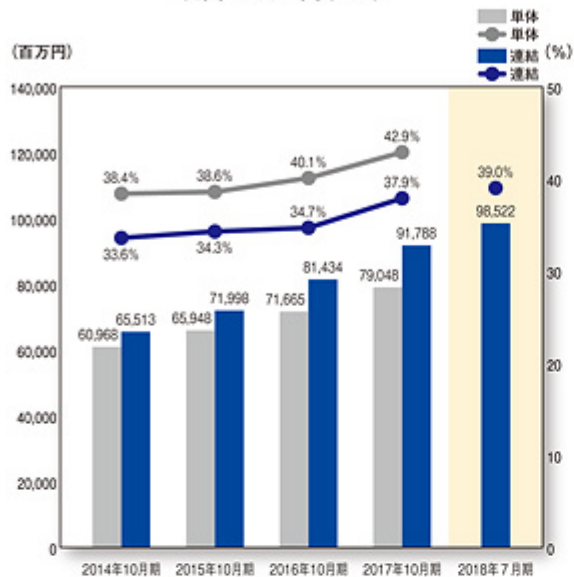
※2018年7月期累計は2018年10月期第1四半期から第3四半期までの累計値です。

※表示未満の値を四捨五入して記載しております。

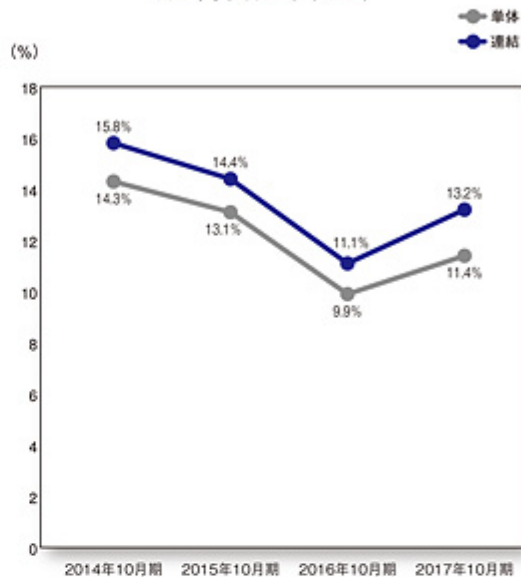




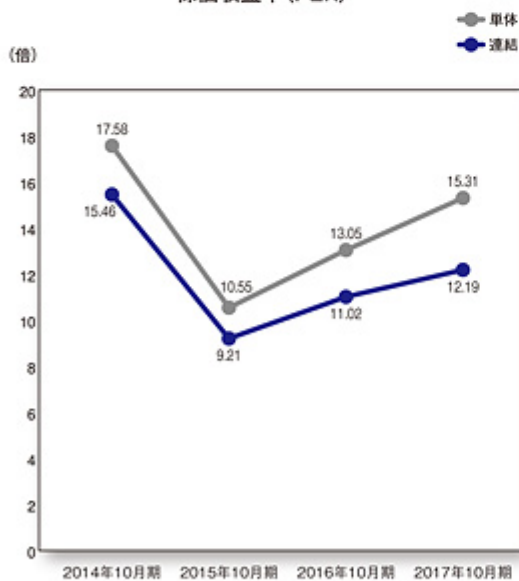
純資産、自己資本比率



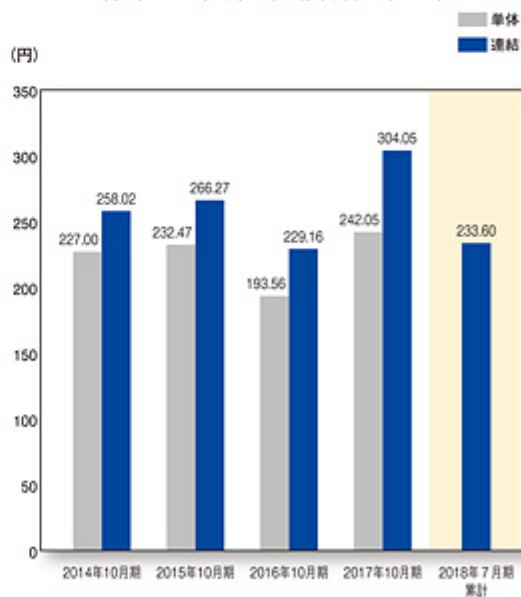
自己資本利益率(ROE)



株価収益率(PER)



1株当たり当期(四半期)純利益(EPS)



※2018年7月期累計は2018年10月期第1四半期から第3四半期までの累計値です。

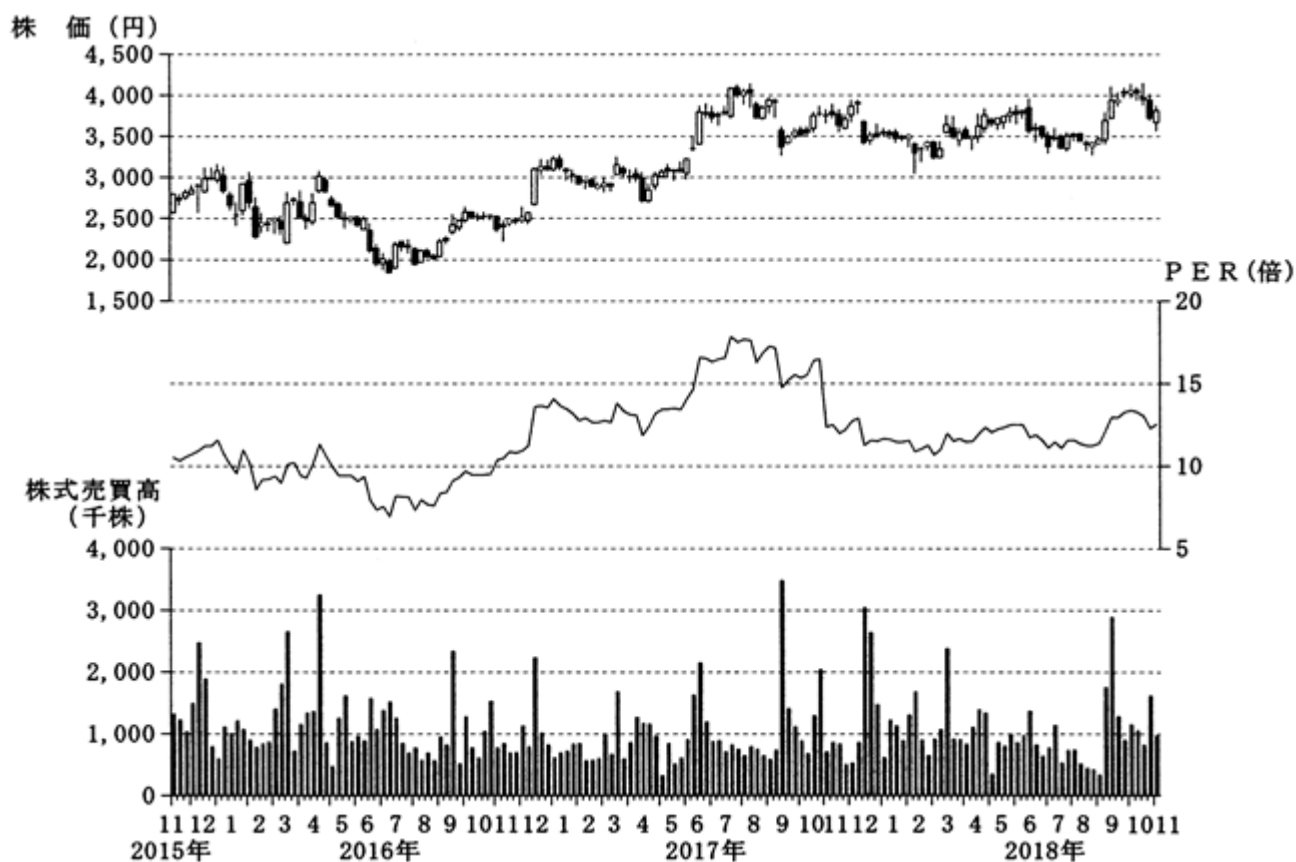
※表示未満の値を四捨五入して記載しております。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[ 株価情報等 ]

1 【 株価、P E R 及び株式売買高の推移 】

2015年11月9日から2018年11月2日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R ( 倍 ) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}}$$

2015年11月9日から2016年10月31日については、2015年10月期有価証券報告書の2015年10月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2016年11月1日から2017年10月31日については、2016年10月期有価証券報告書の2016年10月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2017年11月1日から2018年11月2日については、2017年10月期有価証券報告書の2017年10月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

2018年5月12日から2018年11月2日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等保有割合(%)
株式会社三菱UFJ銀行	2018年5月14日	2018年5月21日	大量保有報告書 (注)1	149,316	0.41
三菱UFJ信託銀行株式会社				1,159,200	3.21
三菱UFJ国際投信株式会社				298,100	0.83
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社				228,300	0.63
レオス・キャピタルワークス株式会社	2018年9月14日	2018年9月21日	大量保有報告書	1,947,100	5.39

(注)1 株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は共同保有者であります。

- 2 上記大量保有報告書等は関東財務局及び北海道財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第53期(自 2016年11月1日 至 2017年10月31日) 2018年1月25日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第54期第1四半期(自 2017年11月1日 至 2018年1月31日) 2018年3月15日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第54期第2四半期(自 2018年2月1日 至 2018年4月30日) 2018年6月13日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第54期第3四半期(自 2018年5月1日 至 2018年7月31日) 2018年9月12日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年11月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年1月26日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年11月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2018年9月20日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(2018年11月12日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2018年11月12日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。また、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

#### [事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

##### (1) 経済情勢について

当社グループの主力事業である建設関連は、官需・民需を問わず国内建設投資動向により、収益が大きく左右されます。よって、公共事業の大幅な削減、民間工事の落ち込み等が発生した場合、又は受注競争の激化によるレンタル用資産の貸出価格や運用状況の悪化によるレンタル用資産の稼働率が低下した場合には、今後の業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、海外向け中古建機販売は売却時期によってはその時点での世界経済、為替動向にも影響を受けます。

(2)業績の季節変動について

公共事業は、毎年4月に予算決定がなされてから実際に工事が着工されるまで概ね6ヶ月のタイムラグが生じます。したがって、当社グループの主力事業である建設関連は、每期10月頃から3月にかけて最盛期を迎え、この期間に建設機械のレンタル需要が最も大きくなるというトレンドがあります。このため当社グループの売上高及び利益は上期(11~4月の6ヶ月間)に集中する傾向があります。

(3)金利動向について

当社グループは、レンタル用資産等の取得、営業所出店に係る設備投資需要や事業活動に係る運転資金需要に対し、内部資金を充当する他、外部から資金を調達しております。これらの外部資金については、極力金利固定化等により金利変動による影響の軽減に努めておりますが、短期間の大幅な金利変動によっては、当社グループの業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(4)債務保証について

当社グループは、関係会社の借入金、ファイナンス・リース債務及び割賦契約に基づく債務の一部に対しての債務保証契約を金融機関との間で締結しております。将来、債務保証の履行を求められる状況が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5)固定資産の減損会計について

当社グループは、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。今後の経営環境の著しい悪化等により固定資産の収益性が悪化した場合には、当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社カナモト 本社

(札幌市中央区大通東3丁目1番地19)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

該当事項はありません。